

税第 52 号

平成27年4月3日

一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会
会長 篠原 隆博 様

佐賀県経営支援本部
税務課長 小宮 宏孝



佐賀県産業廃棄物税に係る新たな課税免除の追加について

日頃から、本県税務行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

県内のサーマルリサイクルの推進を図る観点から、サーマルリサイクル施設への産業廃棄物の搬入を進め、当該施設の安定運営を後押しするため、佐賀県産業廃棄物条例施行規則において、下記のとおり、新たに課税免除の規定を設ける改正を行いましたので、お知らせします。

当該課税免除の規定につきましては、平成27年4月1日から施行となっております。

記

1 改正の概要

焼却施設への搬入に係る産業廃棄物税の課税（焼却課税）のうち、サーマルリサイクル施設（知事の認定を受けた熱回収率10%以上の焼却施設）への搬入については、課税を免除することとした。

※サーマルリサイクル施設・・・廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収して発電等に活用する施設

2 施行期日

平成27年4月1日

担当	: 税務課課税担当
電話	: 0952-25-7021